

岐阜県公報

第四百三十四号
令和五年十月六日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定の解除

急傾斜地崩壊危険区域の指定

公示

県営土地改良事業の換地計画の決定

岐阜県告示第四百二二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和四年岐阜県告示第四百六号により指定した区域（不破郡垂井町宮代字御所野一五〇番一の一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第四百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛宕山 1		
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）		
下呂市金山町下原町	字下町裏	一七二番三
	字愛宕山	七〇五番八
		七〇五番七
		七〇五番四
		六九二番一
		六九六番
		六九八番
	字舟渡町前	九二番一
		九七番三
	字旅館	一一四番一
	字上町裏	一三〇番二
	字下町裏	一四四番一
		十二号
		十一号
		十号
		九号
		八号
		七号
		六号
		五号
		四号
		三号
		二号
		一号

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業阿木地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和五年十月六日から

同 年十一月七日まで
二 縦覧場所
中津川市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業えな南部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和五年十月六日から

同 年十一月七日まで

二 縦覧場所

恵那市役所

令和五年十月六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社